

法人課税

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月

税制調査会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ー歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化ー

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成10年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

平成 15 年度税制改正の概要（抄）

法人関連税制

〔研究開発減税〕

- 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設
- 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設
- 中小企業技術基盤強化税制の拡充

〔設備投資減税〕

- I T 投資促進税制の創設
- 開発研究用設備の特別償却制度の創設
- 実用化第一段階の設備の取得に対する特別償却制度の創設

〔中小企業・ベンチャー企業支援〕

- 中小企業技術基盤強化税制の拡充（再掲）
- 同族会社の留保金課税制度の一部停止
- 交際費課税制度の緩和
- 少額減価償却資産の特例制度の創設

その他

〔NPO税制〕

- 認定NPO法人の認定要件の緩和及びみなし寄附金制度の導入